

ご存知ですか？

中小企業者の**設備投資などをサポート！**

中小企業にうれしい

税制優遇あり！

「中小企業経営強化税制」

(中小企業等経営強化法に関する税制優遇)

中小企業経営強化税制 とは？

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却又は取得価額の10%の税額控除**(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)を選択適用することができます。

期間

平成29年4月1日から令和3年3月31日まで

利用できる方

- 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人など

要件

- 経営力向上計画の認定
- 生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備であることなど

EASY-LASER® は、A類型:生産性向上設備の器具備品として**証明書**を申請できます。



回転機械の軸芯出し



ロールの平行度測定



工作機械の精度測定

工業会の**証明書** + 経営力向上計画の**認定**

即時償却または**最大10%の税額控除!**

販売代理店
お問合せ先



東京都練馬区北町7-13-19 TEL:03-3937-0631
<https://www.tetsugen.com/>

日本総代理店 山口産業株式会社

●本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら

経営強化法

検索

●計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

詳しくはこちら

経営革新等支援機関

検索